

大阪府条例第六号

大阪府子どもを性犯罪から守る条例の一部を改正する条例

大阪府子どもを性犯罪から守る条例（平成二十四年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第二百二十五条(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)の罪</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項第二号から第四号まで及び同条第二項(同条第一項第二号から第四号までに係る部分に限る。)の罪</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪</p> <p>(住所等の届出義務)</p> <p>第十二条 子どもに対し、第二条第二号イからニまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 刑期の満了の日</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条から第八十一条まで、第二百二十五条(わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条に係る部分に限る。)、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条(同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)の罪</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪</p> <p>(住所等の届出義務)</p> <p>第十二条 子どもに対し、第二条第二号イからハまでに掲げる罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものは、規則で定めるところにより、当該住所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 刑期の満了した日</p> <p>2・3 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大阪府子どもを性犯罪から守る条例(以下「新条例」という。)第二条第一号に規定する子どもに対し、刑法の一部を改正する法律(平成二十九年

法律第七十二号) による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「平成二十九年旧刑法」という。)第七十六條から第七十九條まで、第八十一條、第二百四十一條若しくは第二百四十三條(平成二十九年旧刑法第二百四十一條に係る部分に限る。)、刑法の一部を改正する法律による改正前の盜犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四條(平成二十九年旧刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係る部分に限る。)又は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)による改正前の刑法(以下「令和五年旧刑法」という。)第七十六條から第八十一條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項若しくは第二百四十三條(令和五年旧刑法第二百四十一條第三項に係る部分に限る。)の罪を犯し、これらの罪に係る刑期の満了の日から五年を経過しない者で府の区域内に住所を定めたものに係る新條例第十二條及び第十三條の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。